

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

ページ

○医療法施行細則の一部を改正する規則	(医療政策課)	一
○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
○地方独立行政法人宮城県立子ども病院の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	三
○地方独立行政法人宮城県立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	五
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則	(長寿社会政策課)	八
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一一
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一五
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(疾病・感染症対策室)	一七
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	一七
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	一七
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を		

定める条例施行規則の一部を改正する規則

○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

○指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

○指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

○国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

○国民健康保険法に基づく国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則

○国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則

○国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則を廃止する規則

○昭和五十三年三月二十八日宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額)

○国民健康保険事業費納付金の算定に係る各種係数等について

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

○宮城県規則第四十八号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成十六年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第十四号を次のように改める。

十四 削除

## 規 則

### 告 示

(同) 一一

(同) 三〇

(同) 三一

(同) 三一

(同) 三一

(同) 四三

(同) 四七

(同) 四九

(同) 四九

(保健福祉総務課) 四九

(国保医療課) 四九

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二条第一項第三十八号を次のように改める。

三十八 省令第九条の十五の二の規定による病院の医師宿直免除の申請 病院医師宿直免除申請書  
(様式第三十七号の二)

第三条第一項第三号中「第十六号まで」を「第十三号まで、第十五号、第十六号」に、「第三十号の九及び」を「第三十号の九、」に改め、「第三十四号の二まで」の下に「及び第三十八号」を加える。

第四条第二項中「第十六号まで、及び」を「第十三号まで、第十五号、第十六号、」に改め、「第三十四号の二まで」の下に「及び第三十八号」を加える。

様式第十四号を次のように改める。

様式第十四号 削除

様式第十七号及び様式第十八号中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

様式第十九号中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

様式第二十三号の二、様式第二十七号から様式第三十号まで及び様式第三十号の八中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

様式第三十七号の二を次のように改める。

様式第37号の2

病院医師宿直免除申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

管理者の住所  
管理者の氏名

印

医療法施行規則第9条の15の2の規定により、病院に医師を宿直させないことについて、次のとおり申請します。

1 名称	〒									
2 開設の場所	電話 ( ) フラクシミリ ( )									
3 診療科名										
4 病床数	精神	感染症	結核	療養	一般	計				
	床	床	床	床	床	床				
5 宿直医師を置かない理由										
6 医師が速やかに診療を確保する体制について	連絡体制									
	連絡を受ける医師の場所									
医師が適切な診療を行える状態を確保できる書類		<input type="checkbox"/> 医療機関の規程・内規 (別添のとおり) <input type="checkbox"/> その他の書類 ( )								

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中、「総務省」及び「財務省、林野庁」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同項第二号中、「無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中、「無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同条第三項中、「無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。

第三条第一項中「第六条」を「第五条」に改める。

第四条中「第七条」を「第六条」に改める。

第五条第一項中「第八条」を「第七条」に改める。

附則中第二項から第四項までを削り、第五項を第二項とし、附則第六項中「同年六月三十日」を「平成二十四年六月三十日」に改め、同項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第七項を附則第五項とし、附則第八項から第十項までを削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十号

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務運営等に関する規則（平成十八年宮城県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削り、第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条を第五条とする。

第二条中「第二十二條第二項の」の下に「規定により規則で定める」を加え、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条 法第十三条第四項の規定により規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。以下この号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

イ 法人の役員及び職員

ロ その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

二 前号の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

三 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

四 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

イ 監事の監査の方法及びその内容

ロ 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

ハ 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

<p>一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>当該事業年度に係る年度計画に定めた項目</p>	<p>二 法人の役員等の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>ホ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>ヘ 監査報告を作成した日</p> <p>(監事の調査の対象となる書類)</p> <p>第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、法、地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。</p> <p>第八条を次のように改める。</p> <p>(業務実績等報告書)</p> <p>第八条 法第二十八条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとと同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
<p>二 当該項目が法第二十五条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、1に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行ったものでなければならぬ。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方針</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方針のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施</p>	<p>1 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十五条第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期計画及び年度計画の実施状況</p> <p>ロ 当該事業年度における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>2 当該項目が法第二十五条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、1に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行ったものでなければならぬ。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方針</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方針のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>	<p>二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p> <p>中期計画に定めた項目</p> <p>中期計画に定めた項目</p> <p>状況</p> <p>1 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十五条第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>2 当該項目が法第二十五条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、1に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を</p>

行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

- イ 評定及び当該評定を付した理由
- ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
- ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2 法人は、前項に規定する報告書を知事に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネット

の利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とする。

第十条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の作成)

第十条 法第三十四条第二項の事業報告書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人に関する基礎的な情報

イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要

ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ 役員の名、役職、任期及び経歴

ホ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び法人への派遣職員の数

二 財務諸表の要約

三 財務情報

イ 財務諸表に記載された事項の概要

ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

ニ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四 事業に関する説明

イ 財源の内訳

ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

第十五条の次に次の二条を加える。

(内部組織)

第十六条 法第五十六条の二第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該一般地方独立行政法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を他の現内部組織が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該他の現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第十七条 法第五十六条の二第二号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、職員

の退職管理に関する規則（宮城県人事委員会規則第十四〇号）第二十二条に規定する職に相当するものとして、知事が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

地方独立行政法人宮城県立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県規則第五十一号

地方独立行政法人宮城県立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人宮城県立病院機構の業務運営等に関する規則（平成二十三年宮城県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削る。

第五条の見出しを「年度計画の記載事項等」に改め、同条を第七条とする。

第四条の見出しを「中期計画の記載事項」に改め、同条を第六条とする。

第三条を第五条とする。

第二条中「第二十二条第二項の」の下に「規定により規則で定める」を加え、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

(監査報告の作成)

第二条 法第十三条第四項の規定により規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。以下この号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

イ 法人の役員及び職員

ロ その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

二 前号の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

三 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

四 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

イ 監事の監査の方法及びその内容

ロ 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

ハ 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

ニ 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

ホ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

ヘ 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、法、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第八条を次のように改める。

(業務実績等報告書)

第八条 法第二十八条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

<p>一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>当該事業年度に係る年度計画に定めた項目</p>	<p>1 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期計画及び年度計画の実施状況</p> <p>ロ 当該事業年度における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</p> <p>1 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>2 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、1に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>1 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>2 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、1に掲げる業務の</p>

<p>実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>三 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>
<p>1 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>2 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、1に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>		

2 法人は、前項に規定する報告書を知事に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とする。

第十条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の作成)

第十条 法第三十四条第二項の事業報告書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人に関する基礎的な情報

イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要

ロ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地

ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額(前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。)

ニ 役員の名、役職、任期及び経歴

ホ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び法人への派遣職員の数

二 財務諸表の要約

三 財務情報

イ 財務諸表に記載された事項の概要

ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

ニ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四 事業に関する説明

イ 財源の内訳

ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

2 事業報告書には、法第二十七条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント(法人を構成する一定の単位をいう。)ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

第十五条の次に次の二条を加える。

(内部組織)

第十六条 法第五十六条の二第一号に規定する退職前五年間に在職していた当該一般地方独立行政法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であつて再就職者(退職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。)が退職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであつて再就職者が退職前五年間に在職していたものが行つていた業務を他の現内部組織が行っている場

合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該他の現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第十七条 法第五十六条の二第二号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、職員  
の退職管理に関する規則(宮城県人事委員会規則第十四〇号)第二十二条に規定する職に相当するものとして、知事が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則(平成十一年宮城県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則

第一条中、「指定居宅介護支援事業者」を削る。

第二条中、「第七十九条第一項」を削り、「第九十四条第一項」の下に「及び第七十七条第一項」を加える。

第四条第一項中、「第八十二条第一項」を削り、「第一百一十一条」を「第一百三十三条第一項」に改め、「第一百五十五条の五第一項」の下に「並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号。以下「改正法」という。)附則第三百三十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第一百一十一条」を加え、同条第二項中、「第八十二条第二項」を削り、「第九十九条第二項」の下に、「第一百三十三条第二項」を加える。

第六条の見出し中「介護老人保健施設の」を削り、同条に次の一項を加える。  
2 法第七十七条第二項の規定による変更の許可の申請は、介護医療院開設許可事項変更申請書(様式第六号の二)により行うものとする。

第七条の見出し中「介護老人保健施設の」を削り、同条に次の一項を加える。  
2 法第九十九条第二項の承認の申請は、介護医療院管理者承認申請書(様式第七号の二)により行うものとする。

第八条の見出し中「介護老人保健施設の」を削り、同条に次の一項を加える。  
2 法第一百二十二条第一項第四号の許可の申請は、介護医療院広告事項許可申請書(様式第八号の二)により行うものとする。

第十条中、「第七十九条の二第一項」を「及び」に、「及び」を「並びに旧法」に改め、「法第九十四条の二第二項」の下に「及び第八十条第一項」を加える。

第十一条第一項中、「第八十三条の二第四項」を削り、「第一百三十三条の二第四項」を「第五十四条の二」に改め、「第一百五十五条の三十四第四項」の下に「並びに旧法第一百三十三条の二第四項」を加え、同条第二項中、「第八十五条」を削り、「第一百五十五条」を「第一百四十四条の七」に改め、「第一百五十五条の十」の下に「並びに旧法第一百五十五条」を加え、「第一百三十三条の二各号」を削り、「第一百四十四条の二各号又は」を「第四百四十条の二の三各号若しくは」に改め、「第一百四十四条の二十三各号」の下

に「又は改正法附則第三百三十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成二十四年厚生労働省令第十号)第二十条の規定による改正前の施行規則第四百四十条の二各号」を加える。

様式第一号中

居宅介護支援施設		付表13
介護老人福祉施設		付表14
介護老人保健施設		付表15
介護療養型医療施設		付表16

を

施設		付表14
介護老人福祉施設		付表15
介護療養型医療施設		付表16
介護医療院		付表17

に改める。

様式第六号の次に次の様式を加える。

様式第6号の2 (第6条第2項関係)

介護医療院開設許可事項変更申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

印

次のとおり介護医療院の開設許可事項の変更の許可を申請します。

申請に係る施設	介護保険事業所番号	
	名称	
	所在地	
開設許可年月日	年 月 日	
変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更の内容	
1 敷地の面積	(変更前)	
2 建物の構造		
3 施設の共用の場合の利用計画		
4 運営規程 (職種、員数及び職務内容の変更並びに入所定員の増加に関する部分に限る。)	(変更後)	
5 協力病院の変更		

備考

- 1 「変更事項」欄については、該当項目番号に○印を付してください。
- 2 変更の内容が分かる書類を添付してください。

様式第七号の次に次の一様式を加える。

様式第7号の2 (第7条第2項関係)

介護医療院管理者承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

印

次のとおり介護医療院の管理者の承認を申請します。

申請に係る施設	介護保険事業所番号	
	名称	
	所在地	
	氏名	
管理者になろうとする者の氏名、住所及び資格	住所	
	資格	
申請理由	1 新規開設のため	
	2 管理者の変更のため	

- 備考
- 1 管理者になろうとする者の経歴等を添付してください。
  - 2 「申請理由」欄については、該当項目番号に○印を付してください。

様式第八号の次に次の一様式を加える。

様式第8号の2 (第8条第2項関係)

介護医療院広告事項許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

住 所

申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

印

次のとおり介護医療院の広告の許可を申請します。

許可を受けようとする広告事項	介護保険事業所番号
広告の内容	
広告の方法	

業令第14号中「指定介護療養型医療施設」 法107条の2第4項において準用する法第107条第3項各号」

を

「指定介護療養型医療施設 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条の2第4項において準用する法第107条第3項各号 法第108条第4項において準用する法第107条第3項各号」

に改める。

の規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十三号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当訪問介護(第三十四条)」を 「第二節 共生型訪問介護(第三十三条の二・第三節 基準該当訪問介護(第三十四条))」

第三十三條の三) に、「第二節 削除」を「第二節 共生型通所介護(第八十条―第九十五条)」に、

「第三節 基準該当短期入所生活介護(第三百三十六條―第四百十條)」を 「第三節 共生型短期入所生活介護(第三百三十五條の二・第三百三十五條の三)」に改める。

所生活介護(第三百三十六條―第四百十條) 」に改める。

第五條中「居宅介護支援事業者」の下に「法第八條第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。」を加える。

第八條中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十七年宮城県規則第十五号) 第十一條第九号」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関

する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号」に改める。

第九条中「提供する者」の下に「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第二十一条第三項中「の各号」を削り、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第三十四条第二項中「前節」を「第一節」に改める。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型訪問介護

（共生型訪問介護の基準）

第三十三条の二 条例第十七条の二第一項第一号の規則で定める数は、当該指定居宅介護事業所等

（指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）

第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス

（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であることをとする。

（準用）

第三十三条の三 第二条（第一項を除く。）から第三十三条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二条第二項中「条例」とあるのは「条例第十七条の三において準用する条例」と、「利用者」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい。）と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第四十七条第一項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（従業者）

第五十五条の二 条例第三十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第六十二条第一号口中「看護職員」を削り、同条第三号を削る。

第六十四条第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第六十五条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第七十一条第四号中「第五条の二」の下に「第一項」を加える。

第七章第二節を次のように改める。

第二節 共生型通所介護

（共生型通所介護の基準）

第八十条 条例第五十四条第一号の規則で定める数は、当該指定生活介護事業所等（指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第三十一条に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六十条に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六十六条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第六十一条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第三十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）をいう。以下同じ。）が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第三十条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第五十九条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第三十一条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であることをとする。

(準用)

第八十一条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第六十九条第三項及び第七十条から第七十八条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十二條に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第七十三条に規定する運営規程をいう。第二十六条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十条及び第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第六十九条第三項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が条例第四十九条第一項に規定する設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用して、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第七十一条第二号、第七十二条第五項及び第七十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第七十八条第一号中「第五十二条」とあるのは「第五十五条」と、同条第四号中「次条において準用する第十四条第二項」とあるのは「第十四条第二項」と、同条第五号中「次条において準用する第十九条」とあるのは「第十九条」と読み替えるものとする。

第八十二条から第九十条まで 削除

第九十八条第一項中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第一百一条第一項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第一百六条第四項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第一百十條第二項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第二百二十二条第二項中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年宮城県条例第八十六号）第五条」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第二條第一項」に改める。

第四百四十条中「同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十条」を「同条第五号中「次条において準用する第十四条第二項」とあるのは「第十四条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第十九条」に改める。

第九章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 共生型短期入所生活介護

(共生型短期入所生活介護の基準)

第百三十五条の二 条例第七十八条の二第一号の規則で定める面積は、九・九平方メートルとする。

2 条例第七十八条の二第二号の規則で定める数は、当該指定短期入所事業所（同条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）が提供する指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第三十七条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であることとする。

(準用)

第百三十五条の三 第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十四条、第七十六条、第七十七条及び第九十条から第二百二十四条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十六条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第二百二十一条に規定する運営規程をいう。第九十条第一項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第七十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第九十条第一項中「第二百二十一条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第一百二十二条、第一百十三條第一項及び第二百二十条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第二百二十四条第一号中「条例」とあるのは「条例第七十八条の三において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第七十二条」とあるのは「第七十二条の三」と、同条第五号中「次条において準用する第十四条第二項」とあるのは「第十四条第二項」と、同条第六号中「次条において準用する第十九条」とあるのは「第十九条」と読み替えるものとする。

第百四十一条に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第百五十二条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第百六十二条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第七十一条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第七十一条の二 条例第九十八条の二第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第九十九条中「第七十二条中」を「第七十一条の二中〔条例〕とあるのは「条例第百四条において準用する条例」と、第七十二条中」に改める。

第九十九条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能や価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第九十五条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第二百一十一条中「利用者」との下に「、第二十五条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」とを加える。

附則第二項中「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十九項」を「第三十一項」に改める。

附則第三十五項中「第二十八項」を「第三十一項」に、「第二十八項から附則第三十項」を「第三十項から附則第三十二項」に改め、同項を附則第三十七項とする。

附則第三十四項を附則第三十六項とする。

附則第三十三項中「第二十六項」を「第二十九項」に改め、同項を附則第三十五項とする。

附則第三十二項を次のように改める。

34 条例附則第二十九項の居宅サービス特例事業所（以下「居宅サービス特例事業所」という。）に係る第五十五条の二第一項の規定の適用については、平成三十二年三月三十一日までの間、同項第一号中「指定訪問リハビリテーション」の提供に当たらせるために必要な一以上の数」とあるのは「当該指定訪問リハビリテーション事業の実情に応じた適当数」と、同項第二号中「一」とあるのは「常勤換算方法で、二・五」とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

附則第三十一項中「第三十一項」を「第三十三項」に、「第二十五項」を「第二十八項」に改め、同項を附則第三十三項とする。

附則第三十項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同項を附則第三十二項とする。

附則第二十九項中「第二十三項」を「第二十六項」に、「第二十九項」を「第三十一項」に、「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を附則第三十一項とする。

附則第二十八項を附則第三十項とする。

附則第二十七項中「第二十九項」を「第三十一項」に改め、同項を附則第二十九項とする。

附則第二十六項中「第二十一項」を「第二十四項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を附則第二十八項とする。

附則第二十五項を附則第二十七項とする。

附則第二十四項中「第十八項」を「第二十一項」に、「第二十九項」を「第三十一項」に改め、同項を附則第二十六項とする。

附則第二十三項中「第十七項」を「第二十項」に、「第二十一項」を「第二十三項」に、「第二十二項」を「第二十四項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を附則第二十五項とする。

附則第二十二項を附則第二十四項とする。

附則第二十一項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を附則第二十三項とする。

附則第二十項中「第十五項」を「第十八項」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を附則第二十二項とする。

附則第十九項を附則第二十一項とする。

附則第十八項中「第十二項」を「第十五項」に、「第二十九項」を「第三十一項」に改め、同項を附則第二十項とする。

附則第十七項を附則第十九項とし、附則第十二項から附則第十六項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第十一項第一号中「軽費老人ホーム」の下に「（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）（以下「養護老人ホーム等」という。）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

12 条例附則第十項第二号の規則で定める数は、当該医療機関併設型特定施設（同項に規定する医療機関併設型特定施設をいう。以下同じ。）の実情に応じた適当数とする。

13 条例附則第十一項の規則で定める数は、当該医療機関併設型特定施設の実情に応じた適当数とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第九十四条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年宮城県条例第三十三号）に

よる改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号）第四十一条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、同条に規定する看護職員が行うものについては、改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第六十二条及び第六十四条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第百十八条―第百二十二条）」を「第三節 共生型介護予防短期入所生活介護（第百十七條の二・第百十七條の三）」に改める。

基準該当介護予防短期入所生活介護（第百十八条―第百二十二条）

第五十四条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二 条例第三十六条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上
- 2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。
- 第六十条第一号口中「看護職員」を削り、同条第三号を削る。
- 第六十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常事業の実施地域

第六十四条第三項を削る。

第八十一条中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第九十条第四項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

第九章第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 共生型介護予防短期入所生活介護

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第百十七條の二 条例第七十三条の二第一号の規則で定める面積は、九・九平方メートルとする。

2 条例第七十三条の二第二号の規則で定める数は、当該指定短期入所事業所（同条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）が提供する指定短期入所（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号）第三十七条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であることとする。

（準用）

第百十七條の三 第三十五条の二、第三十五条の四から第三十五条の七まで、第三十五条の九、第三十五条の十、第三十五条の十三、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十八条、第三十九条の四から第三十九条の九まで、第八十三条の二、第八十三条の四及び第九十三条から第九十七条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条の四中「第三十九条」とあるのは「第九十七条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第八十三条の二第三項中「第八十条第一項各号に掲げる従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第九十三条第一項及び第九十六条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百条第二号及び第三号中「第六十七条」とあるのは「第七十三條の三」と、同条第五号中「第百八条において準用する第三十五条の十三第二項」とあるのは「第三十五条の十三第二項」と、同条第六号中「第百八条において準用する第三十六条の三」とあるのは「第三十六條の三」と読み替えるものとする。

第百二十三條に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第二百二十七条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

三百三十九条に次の一号を加える。  
三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第四百四十四条第八項中「のうち一人以上」を削り、「介護職員のうち」の下に「それぞれ」を加える。  
第五百十条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第二百五十条の二 条例第九十二条の二第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  
第六百六十九条中「第五百十条」を「第五百五条の二」に、「第五百十二条第一項」を「第五百五条の二中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、第五百五十二条第一項」に改める。

第七百七十九条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第八百八十条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則第二項中「第二十一項」を「第二十三項」に、「第二十七項」を「第二十九項」に改める。

附則第三十一項中「第二十四項」を「第二十七項」に、「第三十二項」を「第三十四項」に、「第三十四項」を「第三十六項」に改め、同項を附則第三十三項とする。

附則第三十項を附則第三十二項とする。

附則第二十九項中「第二十二項」を「第二十五項」に改め、同項を附則第三十一項とする。

附則第二十八項を次のように改める。

30 条例附則第二十五項の介護予防サービス特例事業所（以下「介護予防サービス特例事業所」という。）に係る第五十四条の二第一項の規定の適用については、平成三十二年三月三十一日までの間、同項第一号中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の

数」とあるのは「当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の実情に応じた適當数」と、同項第二号中「二」とあるのは「常換換算方法で、二・五」とする。この場合においては、同条第二項の規定は、通用しない。

附則第二十七項中「第二十一項」を「第二十四項」に、「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同項を附則第二十九項とする。

附則第二十六項を附則第二十八項とする。

附則第二十五項中「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同項を附則第二十七項とする。

附則第二十四項中「第十九項」を「第二十二項」に、「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を附則第二十六項とする。

附則第二十三項を附則第二十五項とする。

附則第二十二項中「第十六項」を「第十九項」に、「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同項を附則第二十四項とする。

附則第二十一項中「第十五項」を「第十八項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十項」を「第二十二項」に、「第二十一項」を「第二十三項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を附則第二十三項とする。

附則第二十項を附則第二十二項とする。

附則第十九項中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を附則第二十一項とする。

附則第十八項中「第十三項」を「第十六項」に、「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を附則第二十項とする。

附則第十七項を附則第十九項とする。

附則第十六項中「第十項」を「第十三項」に、「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第十五項の次に次の二項を加える。

16 条例附則第十項第二号の規定で定める数は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設（同項に規定する医療機関併設型指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の実情に応じた適當数とする。

17 条例附則第十一項の規則で定める数は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適當数とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第七百七十九条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業所において行われる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成三十年宮城県条例第三十六号)による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十号)第四十一条に規定する介護予防居宅療養管理指導のうち、同条に規定する看護職員が行うものについては、改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第六十条及び第六十四条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

指定難病等に係る訪問看護費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

指定難病等に係る訪問看護費用交付規則の一部を改正する規則

指定難病等に係る訪問看護費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特定疾患」を「又は特定疾患」に、「診療報酬で定められた回数を超える」を「知事が別に定める範囲内における」に改める。

第二条の見出し中「対象者」を「対象者等」に改め、同条中「診療報酬で定められた回数を超える」を削り、「在宅療養者」の下に「指定難病にかかっている者であつて、かつ、当該指定難病を主たる要因として人工呼吸器を使用している者については、仙台市に住所を有するものを除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 訪問看護費用の交付の対象となる訪問看護の範囲は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第六項及び第六十三条第六項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当児童発達支援(第四十五条―第五十条の二)」を 「第二節 共生型児童発達支援(第四十四条の二―第四十四条の五)」に、「第二節 基準該当放課後等デイサービス(第六

章発達支援(第四十五条―第五十条の二)」に、「第二節 共生型放課後等デイサービス(第六十六条―第六十六条の七)」を 「第二節 基準該当放課後等デイサービス(第六十四条―第六十六条)」に、

「第五章 保育所等訪問支援(第六十七条―第七十二条)」を 「第五章 居宅訪問型児童発達支援(第六十七章 保育所等訪問支援(第六十七条―第七十二条)」に改める。

「第五章 保育所等訪問支援(第六十七条―第七十二条)」を 「第六章 保育所等訪問支援(第六十七条―第七十二条)」に改める。

「第二章 第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業

した者)」に改める。

した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。）に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第二項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。  
第三条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。  
第二十一条に次の二項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、条例第十一条第二項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況  
二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況  
三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況  
四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況  
五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況  
六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策  
七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

3 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。  
第四十条第一項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。  
第四十一条第二項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第四十六条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。  
第五十条第一項第一号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十三号）第六十九条第一項第一号又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十六年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。」を削る。

第五十条の二第一項第一号中「（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。  
第二章第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。  
第二節 共生型児童発達支援  
（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）  
第四十四条の二 条例第二十一条の二第一号の規則で定める数は、指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数とする。  
（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）  
第四十四条の三 条例第二十一条の三第一号の規則で定める面積は、三平方メートルとする。  
2 条例第二十一条の三第二号の規則で定める数は、指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数とする。  
（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）  
第四十四条の四 条例第二十一条の四第一号の規則で定める数は、二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十条の二において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十条の二において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介

護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人」とする。

2 条例第二十一条の四第二号の規則で定める数は、登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までとする。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

3 条例第二十一条の四第三号の規則で定める広さは、機能を十分に發揮しうる適当な広さとする。

4 条例第二十一条の四第四号の規則で定める基準は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準とする。

（準用）

第四十四条の五 第四条、第五条及び第八条から第四十四条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第八条中「第三十二条」とあるのは「第四十四条の五において準用する第三十二条」と、第十一条中「いう」とあるのは「第四十四条の五において準用する」と、第十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条の五において準用する次条第一項」と、第二十条第二項中「第十八条第二項」とあるのは「第四十四条の五において準用する第十八条第二項」と、第三十五条及び第四十三条第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第二十一条の五において準用する条例」と、同条第四号中「第十六条第一項」とあるのは「第四十四条の五において準用する第十六条第一項」と、同条第五号中「第三十条」とあるのは「第四十四条の五において準用する第三十条」と、第四十四条中「条例」とあるのは「条例第二十一条の五において準用する条例」と読み替えるものとする。

第五十一条第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第五十四条第一項中「指定医療型児童発達支援事業者」を「指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）」に改める。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第五十七条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第五十八条中「第二十一条」を「第二十一条第一項、第二十一条」に改め、「第四十条第一項」を削る。

第五十九条第一項第二号中「（学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。）」を削り、同条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第六十二条の二を削る。

第六十三条中「第三十九条」を「第四十条」に、「第二十一条」を「第二十条第二項中「第十八条第二項」とあるのは「第六十二条第二項と、第二十一条」に改める。

第六十六条中「第三十九条」を「第四十条」に、「第六十二条」を「及び第六十二条」に改め、「及び第六十二条の二」を削る。

第四章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型放課後等デイサービス

（準用）

第六十三条の二 第四条、第五条、第八条から第十七条まで、第十九条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十四条の四まで及び第六十二条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第三十二条」を「第六十三条の二において準用する第三十二条」と、第十一条中「いう、第三十二条第六号及び第四十一条第二項」とあるのは「いう、第六十三条の二において準用する第三十二条第六号」と、第十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十三条の二にお

いて準用する第六十二条第一項」と、第二十条第二項中「第十八条第二項」とあるのは「第六十三条の二において準用する第六十二条第二項」と、第二十二条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第三十五条及び第四十三条第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十五条の二において準用する条例」と、同条第四号中「第十六条第一項」とあるのは「第六十三条の二において準用する第十六条第一項」と、同条第五号中「第三十条」とあるのは「第六十三条の二において準用する第三十条」と、同条第六号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第四十四条から第四十四条の三までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十五条の二において準用する条例」と、第四十四条の四第一項中「条例」とあるのは「条例第三十五条の二において準用する条例」と、「いう。第五十条の二において同じ。」とあるのは「いう。」と、同条第二項から第四項までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十五条の二において準用する条例」と読み替えるものとする。

第六章を第七章とする。

第六十八条から第七十一条までを次のように改める。

第六十八条から第七十一条まで 削除

第七十二条中「第十九条」の下に、「第二十条、第二十一条第一項、第二十二条」を加え、「から第四十条まで」を、「第三十九条」に、「及び第四十二条」を、「第四十二條」に改め、「第四十四条まで」の下に、「第五十七条の二及び第六十六条の三から第六十六条の六まで」を加え、「第七十一条」を「第七十二条において準用する第六十六条の六」に、「第七十条第一項」を「第七十二条において準用する第六十六条の五第一項」と、第二十条第二項中「第十八条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第六十六条の五第二項」に改め、「第四十四条」の下に「及び第六十六条の三」を加える。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

(従業者)

第六十六条の二 条例第三十七条の三の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- 二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）と

して配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備及び備品等)

第六十六条の三 条例第三十七条の四に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(身分を証する書類の携行)

第六十六条の四 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第六十六条の五 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第六十六条の六 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごと

に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たっての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第六十六条の七 第四条、第八条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十二條から第二十五條まで、第二十七條、第二十九條から第三十一條まで、第三十三條、第三十六條から第三十九條まで、第四十一條第一項、第四十二條から第四十四條まで及び第五十七條の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第四条中「ただし」とあるのは「ただし、第六十六条の二第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と、第八条第一項中「第三十二條」とあるのは「第六十六条の七において準用する第三十二條」と、第十一条中「いう。第三十二條第六号及び第四十一條第二項」とあるのは「いう。」と、第十七條第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十六条の五第二項」と、第二十二條中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第四十三條第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十七條の五において準用する条例」と、同条第四号中「第十六條第一項」とあるのは「第六十六条の七において準用する第十六條第一項」と、同条第六号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第四十四條中「条例」とあるのは「条例第三十七條の五において準用する条例」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により指定を受けている改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者がその指定に係る事業を行う事業所における従業者については、改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成三十年宮城県条例第三十九号)による改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号)第二十二條に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たすと認められている事業を行う事業所における従業者については、新規則第四十六條の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当居宅介護等(第三十四条―第三十七條)」を 「第二節 共生型居宅介護等(第三十三条の二―第三十三條の四)」に、「第二節 基準該当生活介護(第八十條)」を 「第二節 共生型生活介護(第七十九條の二―第七十九條の五)」に、「第二節 基準該当短期入所(第九十一条)」を 「第二節 共生型短期入所(第九十條の二―第九十條の四)」に、「第二節 基準該当自立訓練(機

第三節 基準該当短期入所(第九十一条)」を 「第二節 共生型短期入所(第九十條の二―第九十條の四)」に、「第二節 基準該当自立訓練(機

第三節 基準該当短期入所(第九十一条)」を 「第二節 共生型短期入所(第九十條の二―第九十條の四)」に、「第二節 基準該当自立訓練(機

能訓練（第百二十条）を  
第三節 基準該当自立訓練（機能訓練）（第百二十条）

に、「第二節 基準該当自立訓練（生活訓練）（第百二十七条）」を  
第二節 共生型自立訓練（生活訓練）（第百二十七条）

訓練）（第百二十六条の二―第百二十六条の四）  
第十三章 就  
活訓練（第百二十七条）

に、「第十三章 共同生活援助」を  
第十四章 自  
第十五章 共

労定着支援（第百五十条の二―第百五十条の九）

立生活援助（第百五十条の十一―第百五十条の十三）  
に、「第二節 外部サービス利用型指定共同生活  
同生活援助

援助（第百五十四条の二―第百五十四条の八）」を  
第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助  
第三節 外部サービス利用型指定共同生活援助

（第百五十四条の二―第百五十四条の七）

（第百五十四条の八―第百五十四条の十四）」  
に、「第十四章」を「第十六章」に改め、「第百五十五条  
の下に「第百五十六条」を加え、「第十五章 削除」を削り、「第十六章」を「第十七章」に改める。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型居宅介護等

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第三十三条の二 条例第十八条の二第一号の規則で定める数は、指定訪問介護事業所が提供する指定  
訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二  
十四年宮城県条例第八十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第五条に規定する  
指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護  
の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数と  
する。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第三十三条の三 条例第十八条の三第一号の規則で定める数は、指定訪問介護事業所が提供する指定  
訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数  
であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数とする。

（準用）

第三十三条の四 第二条第二項及び第三項並びに第三条から第三十二条までの規定は、共生型居宅介  
護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二条第二項中「条例」

とあるのは「条例第十八条の四において準用する条例」と、第四条第一項中「第二十三条」とある  
のは「第三十三条の四において準用する第二十三条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とある  
のは「第三十三条の四において準用する次条第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」と  
あるのは「第三十三条の四において準用する第十五条第二項」と、第十八条第一号中「次条第一項」  
とあるのは「第三十三条の四において準用する次条第一項」と、第二十二條第三項中「第十九条」  
とあるのは「第三十三条の四において準用する第十九条」と、第二十三条中「第二十七条」とある  
のは「第三十三条の四において準用する第二十七条」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例  
第十八条の四において準用する条例」と読み替えるものとする。

第七十一条の次に次の一条を加える。  
（職場への定着のための支援の実施）

第七十一条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護  
事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者  
就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生  
活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第八十条第三項第一号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平  
成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一  
項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ）を「指定地域密着型予防サービ  
ス基準第四十四条第一項に規定する登録者を除く」に、「指定通所支援等基準条例」を「若しくは  
指定通所支援等基準条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号。以下「指定通所支援等基準条  
例」という。）を「指定通所支援基準条例」に、「若しくは指定通所支援等基準条例」を「若しくは  
指定通所支援基準条例」に、「準用する指定通所支援等基準条例」を「準用する指定通所支援基準条例」  
に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第  
七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）を「サテライト指  
定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を  
除く。以下この条、第百二十条第三項及び第百二十七条第三項において）に改め、同項第二号中「指定  
通所支援等基準条例」を「指定通所支援基準条例」に改め、「サテライト型指定小規模多機能型居  
宅介護事業所」の下に「等」を加え、同項第三号中「指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第  
一号又は第百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下）を「指定地域密着型介  
護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第百二十条第三項第三号  
及び第百二十七条第三項第三号において」に改め、同項第四号中「指定通所支援等基準条例」を「指  
定通所支援基準条例」に改める。

第四章第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型生活介護

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第七十九条の二 条例第三十四条の二第一号の規則で定める数は、指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号。以下「指定通所支援基準条例」という。))第五条に規定する指定児童発達支援をいう。又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第三十一条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数とする。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第七十九条の三 条例第三十四条の三第一号の規則で定める面積は、三平方メートルとする。

2 条例第三十四条の三第二号の規則で定める数は、指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護等の利用者数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数とする。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第七十九条の四 条例第三十四条の四第一号の規則で定める数は、二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第八十条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、十八人)とする。

2 条例第三十四条の四第二号の規則で定める数は、登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人)までとする。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

る。

3 条例第三十四条の四第三号の規則で定める広さは、機能を十分に発揮しうる適当な広さとする。

4 条例第三十四条の四第四号の規則で定める基準は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準とする。

(準用)

第七十九条の五 第四条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十九条、第四十六条から第四十九条まで、第五十条、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三条、第六十六条及び第六十八条から第七十八条までの規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第七十九条の五において準用する第七十五条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十九条の五において準用する第六十八条第一項」と、第七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第七十九条の五において準用する第六十八条第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第三十四条の五において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第四十八条中「前条」とあるのは「第七十九条の五において準用する前条」と、第五十九条及び第六十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第三十四条の五において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第二十八条」とあるのは「第三十四条の五」と、同条第四号中「第四十二条第一項」とあるのは「第七十九条の五において準用する第十三条第一項」と、同条第五号中「第五十四条」とあるのは「第七十九条の五において準用する第七十四条」と、同条第六号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第八号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「介護給付費又は特例介護給付費」と、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあっては連合会、法第七十三条第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他同項に規定する厚

生労働省令で定める者（以下「連合会等」という。）に委託している場合にあつては当該連合会等」とあるのは、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては、連合会」と、第七十五条中「第七十八条」とあるのは「第七十九条の五において準用する第七十八条」と読み替えるものとする。

第八十一条第一項第二号中「指定共同生活援助の事業を行う者」の下に、「日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う者」を加え、同号イ中「指定共同生活援助」の下に、「日中サービス支援型指定共同生活援助」を、「指定共同生活援助事業所」の下に、「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同号イ中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の下に、「日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。」を加え、同号イ中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の下に、「日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。」を加え、同条第三項第一号中「指定共同生活援助事業所」の下に、「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同号イ中「指定共同生活援助」の下に、「日中サービス支援型指定共同生活援助」を加える。

第八十九条中「次の各号」を「次」に改める。

第九十一条第一項中「指定通所支援等基準条例」を「指定通所支援基準条例」に改め、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「等」を加える。

第五章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型短期入所

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第九十条の二 条例第四十二条の二第一号の規則で定める面積は、一〇・六五平方メートルとする。

2 条例第四十二条の二第二号の規則で定める数は、指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数とする。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第九十条の三 条例第四十二条の三第一号の規則で定める面積は、七・四三平方メートルとする。

2 条例第四十二条の三第二号の規則で定める数は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者数及び共生型短期入所の利用者数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数とする。

（準用）

第九十条の四 第四条、第六条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十八条から第三十二条まで、第三十九条、第四十九条、第五十五条、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで及び第八十一条から第八十八条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第九十条の四において準用する第八十八条」と、第四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十条の四において準用する第八十五条第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第九十条の四において準用する第八十五条第二項」と、第三十二条及び第五十九条中「条例」とあるのは「条例第四十二条の四において準用する条例」と、第七十八条中「前条」とあるのは「第九十条の四において準用する前条」と読み替えるものとする。

第九十二条第一項中「専任かつ」を削る。

第九十五条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第四項とする。

第九十九条中「第七十二条」を「第七十一条の二」に改める。

第二百二十条第三項第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「等」を加え、同項第四号中「指定通所支援等基準条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

第八章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型自立訓練（機能訓練）

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第一百九条の二 条例第六十二条の二第一号の規則で定める面積は、三平方メートルとする。

2 条例第六十二条の二第二号の規則で定める数は、指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数とする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第一百九条の三 条例第六十二条の三第一号の規則で定める数は、二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）とする。

2 条例第六十二条の三第二号の規則で定める数は、登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二

十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までとする。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

3 条例第六十二条の三第三号の規則で定める広さは、機能を十分に発揮しうる適当な広さとする。

4 条例第六十二条の三第四号の規則で定める基準は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者を通いサービスの利用者との数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準とする。

(準用)

第百十九條の四 第四条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十九条、第四十六条から第四十九条まで、第五十五条、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三条、第六十六条、第七十一条の二から第七十八条まで及び第百十六條から第百十八條までの規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百十九條の四において準用する第七十五条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百十九條の四において準用する第百十六條第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第百十九條の四において準用する第百十六條第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第六十二条の四において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第四十八条中「前条」とあるのは「第百十九條の四において準用する前条」と、第五十九条及び第六十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第六十二条の四において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第二十八条」とあるのは「第六十二条の四」と、同条第四号中「第四十二条第一項」とあるのは「第百十九條の四において準用する第十三条第一項」と、同条第五号中「第五十四条」とあるのは「第百十九條の四において準用する第七十四条」と、同条第六号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同

条第八号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあっては連合会、法第七十三条第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他同項に規定する厚生労働省令で定める者(以下「連合会等」という。)に委託している場合にあっては当該連合会等」とあるのは「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあっては、連合会」と、第七十五条中「第七十八条」とあるのは「第百十九條の四において準用する第七十八条」と、第七十八条中「前条」とあるのは「第百十九條の四において準用する前条」と読み替えるものとする。

第百二十六條中「第七十二条」を「第七十一条の二」に改める。

第百二十七條第三項第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「等」を加え、同項第四号中「指定通所支援等基準条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

第九章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型自立訓練(生活訓練)

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第百二十六條の二 条例第六十九条の二第一号の規則で定める面積は、三平方メートルとする。

2 条例第六十九条の二第二号の規則で定める数は、指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者との数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者等として必要とされる数とする。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)  
第百二十六條の三 条例第六十九条の三第一号の規則で定める数は、二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人)とする。

2 条例第六十九条の三第二号の規則で定める数は、登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に依りて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までとする。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人

二十九人

十八人

3 条例第六十九条の三第三号の規則で定める広さは、機能を十分に発揮しうる適当な広さとする。

4 条例第六十九条の三第四号の規則で定める基準は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準とする。

(準用)

第二百二十六条の四 第四条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十九条、第四十六条から第四十九条まで、第五十五条、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十六条、第七十一条の二から第七十八条まで、第一百七十七条、第一百八条及び第二百二十三条から第二百五条までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第二百二十六条の四において準用する第七十五条」と、第十四条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百二十六条の四において準用する第二百二十四条第二項」と、第十五条第二項中「第二百二十六条の四において準用する第二百二十四条第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第六十九条の四において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第四十八条中「前条」とあるのは「第二百二十六条の四において準用する前条」と、第五十九条中「条例」とあるのは「条例第六十九条の四において準用する条例」と、第七十五条中「第七十八条」とあるのは「第二百二十六条の四において準用する第七十八条」と、第七十八条中「前条」とあるのは「第二百二十六条の四において準用する前条」と読み替えるものとする。

(通勤のための訓練の実施)

第二百二十九条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第二百三十四条第一項中「第七十条」の下に、「第七十一条、第七十二条」を加え、「この条」を「この項」に改める。

「第十五章 削除」を削る。

第十六章を第十七章とし、第十四章を第十六章とする。

第五百十一条第一項第二号イ中「この号」を「この章」に改める。

第五百十二条第三項中「利用者」を「当該利用者」に改め、「家事等」の下に「指定共同生活援助として提供される家事等を除く。」を加える。

第五百十四条の八中「第五百十四条の八」を「第五百十四条の十四」に、「第九十二条の四」を「第九十二条の十」に改め、同条を第五百五十四条の十四とする。

第五百十四条の七を第五百五十四条の十三とし、第五百五十四条の四から第五百五十四条の六までを六条ずつ繰り下げる。

第五百五十四条の三中「第五百五十四条の五」を「第五百五十四条の十一」に改め、同条を第五百五十四条の九とする。

第五百五十四条の二中「第九十二条の三」を「第九十二条の九」に改め、同条を第五百五十四条の八とする。

第十三章第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加え、同章を第十五章とする。

第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助

(従業者)

第五百五十四条の二 条例第九十二条の三の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜

間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（設備）

第百五十四条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

2 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

3 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は二十人以下とする。

4 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を一人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

6 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

（介護及び家事等）

第百五十四条の四 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常

生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第百五十四条の五 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第百五十四条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第百五十四条の七 第四条、第六条、第八条から第十一条まで、第十四条、第十七条、第二十条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第四十二条、第四十七条、第四十九条、第五十五条、第

五十九条、第六十二条、第六十三条、第七十四条、第七十六条、第七十八条、第二百二十四条の二、第二百五十一条の二、第二百五十一条の四から第二百五十一条の八まで及び第二百五十二条の三から第五十三条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第二百五十四条の七において準用する第五十二条の三」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百五十四条の七において準用する第五十一条の六第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第五十五条第四條の七において準用する第五十一条の六第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第九十二条の六において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第八号中「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合又は法第七十三条第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他厚生労働省令で定める者に委託している場合にあつては、当該連合会等）をいう。」とあるのは「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては、当該連合会」と、第七十八条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百五十四条の七において準用する第二百五十三条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百二十四条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百五十一条の八中「第二百五十四条」とあるのは「第二百五十四条の七」と読み替えるものとする。

第十三章 就労定着支援

(従業者)

第百五十条の二 条例第八十八条の三の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 就労定着支援員 指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の

の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次のイ又はロに掲げる数

- イ 利用者の数が六十以下 一以上
- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項第一号に規定する就労定着支援員及び同項第二号に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第二号に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第百五十条の三 サービス管理責任者は、第百五十条の九において準用する第四十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第百五十条の四 条例第八十八条の五の規則で定める数は、過去三年間において平均一人とする。

(職場への定着のための支援の実施)

第百五十条の五 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又

は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならぬ。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第百五十条の六 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第百五十条の七 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第百五十条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に掲げる記録については、利用者に対し指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第十三条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

二 次条において読み替えて準用する第四十七条第一項に規定する就労定着支援計画

三 次条において準用する第二十一条に規定する市町村への通知に係る記録

四 条例第八十八条の六において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 条例第八十八条の六において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六 訓練等給付費又は特例訓練等給付費を請求するために審査支払機関(市町村(法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては、連合会)をいう。)に提出した記録(準用)

第百五十条の九 第四条から第十七条まで、第二十一条、第二十五条から第三十条まで、第三十二条第三十九条、第四十六条、第四十七条、第四十九条及び第五十五条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百五十条の七」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百五十条の九において準用する次条第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第百五十条の九において準用する第十五条第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第八十八条の六において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

(従業者)

第百五十条の十 条例第八十八条の九の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一以上
- 二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
  - イ 利用者の数が三十以下 一以上
  - ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
- 三 前項第一号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すことに一とする。
- 四 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

第百五十条の十一 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居室を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡



第五十二条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、

通勤のための訓練を実施しなければならない。

第五十七条中「第三十五条」の下に、「第三十六条、第三十七条」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十二条第一項及び第二項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第四十七条第三項中「第十八条」を「第十六条」に改める。

第五十一条第一項中「第十二条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第二項中「第十二条」を

「第十条」に改める。

第五十九条第一号中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第二号中「第十六条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条第三号中「第十七条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第六十条中「第十八条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第九条及び第十三条の規定の適用を受け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の指定を受けている指定障害者支援施設における従業者及び設備については、改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二条、第七条及び第十二条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第三項を削る。

第三条第四項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二条第三項及び第三条第四項の規定の適用を受け、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第一項の指定を受けている指定福祉型障害者支援施設における従業者及び設備については、改正後の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二条及び第三条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

○宮城県規則第六十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成二十五年宮城県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

共同生活介護	自立訓練（機能訓練）
自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）
自立訓練（生活訓練）	就労移行支援
就労移行支援	就労継続支援A
就労継続支援A	就労継続支援B
就労継続支援B	就労定着支援
共同生活援助	自立生活援助
	共同生活援助

を

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

国民健康保険財政安定化基金条例施行規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

（趣旨）

第一条 国民健康保険財政安定化基金の運営に関しては、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）及び国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年宮城県条例第三十二号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（貸付けの申請）

第二条 法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとする市町村は、貸付けを受けようとする年度の知事が別に定める日までに、次に掲げる書類を添えて、国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入申請書（様式第一号）を知事に

提出しなければならない。

一 国民健康保険財政安定化基金事業貸付金所要額計算書（様式第二号）

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（貸付けの決定等）

第三条 知事は、前条の規定により提出された書類等を審査し、貸付金の貸付け及び額を決定したときは、その旨を当該市町村に通知するものとする。

2 前項の規定により貸付けの決定を受けた市町村が貸付金の貸付けを受けようとするときは、国民健康保険財政安定化基金事業貸付金請求書（様式第三号）を知事に提出しなければならない。

3 貸付金の貸付けを受けた市町村は、直ちに借用証書（様式第四号）を知事に提出しなければならない。

（貸付金の実績報告等）

第四条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、当該貸付けを受けた年度の翌年度の六月末日までに、次に掲げる書類を添えて、国民健康保険財政安定化基金事業貸付金実績報告書（様式第五号）を知事に提出しなければならない。

一 国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還計画書（様式第六号）

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定により提出された書類等に基づき、貸付金の額を確定し、当該市町村に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える貸付金を貸し付けているときは、その超える部分の貸付金（以下この条において「不用額」という。）の償還を国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還請求書（様式第七号）により当該市町村に請求するものとする。

3 前項の規定により不用額の償還請求を受けた市町村は、次条の規定にかかわらず、知事が別に定める日までに、前項の不用額を償還しなければならない。

（貸付金の償還方法）

第五条 前条第二項の規定により確定した貸付金（以下「確定後貸付金」という。）の償還は、貸付金の貸付けを受けた年度の翌々年度以降三箇年度の各年度において行うものとする。ただし、第七条第一項の規定により繰上償還をしようとするときは、この限りでない。

2 貸付金の貸付けを受けた市町村が償還期間の初年度（以下「初年度」という。）に償還する額（以下「初年度償還額」という。）は、当該市町村が貸付けを受けた確定後貸付金の三分の一に相当する額以上の額とし、初年度の次の年度以降に償還する額は、当該市町村が貸付けを受けた確定後貸付金の額から初年度償還額を控除した額を二で除して得た額とする。

3 第一項の償還は、償還期間の各年度の二月末日までに行わなければならない。

(貸付金の償還の猶予)

第六条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村が災害その他特別の事情により確定後貸付金を償還することが著しく困難であると認めるときは、償還期日の到来していない確定後貸付金の償還を猶予することができる。

2 前項の規定により償還の猶予を受けようとする市町村は、償還期日の二十日前までに、国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還猶予申請書(様式第八号)及び国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還変更計画書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を審査し、償還の猶予及びその期限を決定したときは、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(貸付金の任意の繰上償還)

第七条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、確定後貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

2 前項の規定による繰上償還をしようとする市町村は、当該繰上償還をしようとする日の二十日前までに、国民健康保険財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書(様式第十号)及び国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還変更計画書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の提出があった場合に繰上償還を適当と認めるときは、当該市町村に対し、繰上償還をさせようとする日の十日前までにその旨を通知するものとする。

(交付の申請)

第八条 法第八十一条の二第一項第二号に掲げる事業に係る交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けようとする市町村は、交付を受けようとする年度の知事が別に定める日までに、次に掲げる書類を添えて、国民健康保険財政安定化基金事業交付金交付申請書(様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

一 国民健康保険財政安定化基金事業交付金所要額計算書(様式第十二号)

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定等)

第九条 知事は、前条の規定により提出された書類等を審査し、交付金の交付及び額を決定したときは、その旨を当該市町村に通知するものとする。

2 前項の規定により交付の決定を受けた市町村が交付金の交付を受けようとするときは、国民健康保険財政安定化基金事業交付金請求書(様式第十三号)を知事に提出しなければならない。

(交付金の実績報告等)

第十条 交付金の交付を受けた市町村は、当該交付を受けた年度の翌年度の六月末日までに、知事が

必要と認める書類を添えて、国民健康保険財政安定化基金事業交付金実績報告書(様式第十四号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された書類等に基づき、交付金の額及び法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)を確定し、当該市町村に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える交付金を交付しているときは、その超える部分の交付金(以下この条において「不用額」という。)の返還を国民健康保険財政安定化基金事業交付金返還請求書(様式第十五号)により当該市町村に請求するものとする。

3 前項の規定により不用額の返還請求を受けた市町村は、次条の規定にかかわらず、知事が別に定める日までに、前項の不用額を返還しなければならない。

(拠出金の納付)

第十一条 交付金の交付を受けた市町村は、前条第二項の規定により通知を受けた拠出金を交付金の交付を受けた年度の翌々年度の二月末日までに納付しなければならない。

(拠出金の納付の猶予)

第十二条 知事は、交付金の交付を受けた市町村が災害その他特別の事情により拠出金を納付することが著しく困難であると認めるときは、納期日の到来していない拠出金の納付を猶予することができる。

2 前項の規定により拠出金の納付の猶予を受けようとする市町村は、納期日の二十日前までに、国民健康保険財政安定化基金拠出金納付猶予申請書(様式第十六号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を審査し、納付の猶予及びその期限を決定したときは、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(違約金)

第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日数について当該償還額又は当該納付額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した違約金を徴収するものとする。

一 貸付金の貸付けを受けた市町村が償還期日までに貸付金の償還をしなかったとき 当該償還期

日の翌日から償還の日までの日数

二 交付金の交付を受けた市町村が納期日までに拠出金の納付をしなかったとき 当該納期日の翌

日から納付の日までの日数

(貸付金及び交付金の減額等)

第十四条 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市町村に対する貸付金若しくは交付金の額を減額し、又は貸付け若しくは交付を行

わなないこととすることができる。

一 貸付金又は交付金の額が不当に過大になると認められるとき。

二 詐欺その他不正の行為により、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けようとしたとき。

三 この規則に規定する貸付け又は交付に係る手続を怠ったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するとき  
は、当該市町村に対する貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させ、又は交付金の全部若し  
くは一部を返還させることができる。

一 前項第一号又は第二号に該当することが判明したとき。

二 貸付金又は交付金を法に定める目的以外のために使用したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

(借入台帳等の整備)

第十五条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入台帳(様  
式第十七号)を、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識す  
ることができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの  
をいう。以下同じ。)により整備しなければならない。

2 貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村は、貸付金又は交付金に関する書類(貸付金の  
貸付けを受けた市町村にあつては、前項の国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入台帳を含  
む。以下同じ。)を、書面又は電磁的記録により整備し、貸付金の貸付けを受けた場合にあつては  
償還を完了した年度の翌年度から五年間、交付金の交付を受けた場合にあつては交付を受けた年度  
の翌年度から五年間、これを保存しなければならない。

(報告及び調査)

第十六条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村に  
対し、貸付金又は交付金に関する事項について報告を求め、貸付金又は交付金に関する書類につい  
て調査することができるものとする。

(委任)

第十七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

第 号  
年 月 日  
宮城県知事 殿  
市町村長 印

国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入申請書  
国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり国民健康保  
険財政安定化基金事業貸付金を借入れたいので、関係書類を添えて申請します。

借入申請額 円

記

様式第 2 号 (第 2 条関係)

国民健康保険財政安定化基金事業貸付金所要額計算書

1 基金事業貸付上限額の算定

(単位：円)

基金事業対象 保険料必要額 (A)	基金事業対象 保険料収納額 (B)	法第 72 条の 3 第 1 項の規定による 繰入金 (C)	算定額① (D) = (A) - (B) - (C) × 1.11
-------------------------	-------------------------	---	--------------------------------------

算定額② (E)	基金事業貸付金借入上限額 (F) = (D) 又は (E) (額が小さい方)
-------------	--

<財政安定化基金の交付を受けた場合>

財政安定化基金交付額 (G)	交付額反映後 基金事業貸付金借入上限額 (H) = (F) - (G)
-------------------	---

2 借入申請額

国民健康保険財政安定化基金事業貸付金 借入申請額	
-----------------------------	--

※ 上記 1 で算定した借入上限額の範囲内の額とする。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

国民健康保険財政安定化基金事業貸付金請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号をもって貸付決定の通知を受けた国民健康保険  
財政安定化基金事業貸付金として上記金額を請求します。

年 月 日

市町村長

印

宮城県知事

殿

様式第4号 (第3条関係)

借 用 証 書

金 円

上記金額は、次の条件で借用します。

1 据置期限

2 償還期限

3 その他 この貸付金の運用、償還等に関しては、国民健康保険財政安定化基金条例及び国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の関係規定に従います。

年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 印

様式第5号 (第4条関係)

第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 印

国民健康保険財政安定化基金事業貸付金実績報告書  
年 月 日付け 第 号で貸付決定を受け、年 月 日貸付けを受けた  
国民健康保険財政安定化基金事業貸付金について、下記のとおり収納不足額が確定したので、国民  
健康保険財政安定化基金条例施行規則第4条第1項の規定により報告します。

記

- 1 借入済額 円
- 2 収納不足額 円
- 3 不 用 額 円

様式第6号 (第4条関係)

国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還計画書

1 国民健康保険財政安定化基金事業貸付金借入額  
円 (A)

2 各年度の償還予定額

(単位：円)

年度 (B) (不用額)	年度 (C)	年度 (D)	年度 (E)	合計 (F)

備考

- (A) は様式第5号国民健康保険財政安定化基金事業貸付金実績報告書の1と一致すること。
- (F) = (B) + (C) + (D) + (E) とすること。
- (A) と (F) は一致すること。

様式第7号 (第4条関係)

国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還請求書

金 円

ただし、年 月 日貸付けを行った国民健康保険財政安定化基金事業貸付金に係る  
年 月 日付け 第 号実績報告に基づき、上記の不用額を請求します。

年 月 日

宮城県知事

印

市町村長 殿

様式第 8 号 (第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長

印

国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還猶予申請書

年 月 日 付 第 号で国民健康保険財政安定化基金事業貸付金の額の確定の通知を受けた当該貸付金の償還期限を下記のとおり延長したいので、申請します。

記

- 1 貸付金 (不用額を除く。) の額 円
- 2 償 還 期 限
- 3 償還猶予期限
- 4 理 由

様式第 9 号 (第 6 条及び第 7 条関係)

国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還変更計画書

各年度の償還予定額

(単位：円)

年度 (A)	年度 (B)	年度 (C)	合計 (D) (A) + (B) + (C)

様式第10号 (第7条関係)

第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 印

国民健康保険財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書

年 月 日付け 第 号で国民健康保険財政安定化基金事業貸付金の額の確定の通知を受けた当該貸付金を下記のとおり繰上償還したいので、国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 年 度 区 分 年 度
- 2 借 入 年 月 日 年 月 日
- 3 借 入 金 円 円
- 4 繰 上 償 還 額 円
- 5 繰 上 償 還 期 限 年 月 日
- 6 繰 上 償 還 の 理 由

様式第11号 (第8条関係)

第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 印

国民健康保険財政安定化基金事業交付金交付申請書

国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり国民健康保険財政安定化基金事業交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

様式第12号 (第8条関係)

国民健康保険財政安定化基金事業交付金所要額計算書

1 基金事業交付上限額の算定

(単位：円)

基金事業対象 保険料必要額 (A)	基金事業対象 保険料収納額 (B)	法第72条の3 第1項の規定による 繰入金 (C)	算定額① (D) = (A) - (B) - (C)

算定額② (E)	算定額③ (F) = (D) 又は (E) (額が小さい方)	基金事業交付上限額 (G) = (F) × 0.5

2 交付申請額

国民健康保険財政安定化基金事業交付金 交付申請額	
-----------------------------	--

※ 上記 1 で算定した交付上限額の範囲内の額とする。

様式第13号 (第9条関係)

国民健康保険財政安定化基金事業交付金請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた国民健康保険  
財政安定化基金事業交付金として上記金額を請求します。

年 月 日

市町村長

印

宮城県知事

殿

様式第14号 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 印

国民健康保険財政安定化基金事業交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受け、年 月 日交付を受けた国民健康保険財政安定化基金事業交付金について、下記のとおり収納不足額が確定したので、国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第10条第1項の規定により報告します。

記

- 1 交付済額 円
- 2 収納不足額 円
- 3 不 用 額 円

様式第15号 (第10条関係)

国民健康保険財政安定化基金事業交付金返還請求書

金 円

ただし、年 月 日交付を行った国民健康保険財政安定化基金事業交付金に係る年 月 日付け 第 号実績報告に基づき、上記の不用額を請求します。

年 月 日

宮城県知事

印

市町村長 殿



国民健康保険法に基づく国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十四号

国民健康保険法に基づく国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）に基づく国民健康保険給付費等交付金（以下「交付金」という。）の交付については、法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第一百一十一号）、国民健康保険法に基づく国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例（平成二十九年宮城県条例第七十号。以下「条例」という。）及び補助金等交付規則（昭和五十一年宮城県規則第三十六号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(普通交付金の交付)

第二条 条例第三条の規則で定める当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用は、法第四十五条第五項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する場合は当該委託に要する費用とする。

(特別交付金の交付)

第三条 条例第四条の規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 当該市町村における財政の状況
- 二 当該市町村における療養の給付等に要する費用の適正化のための事業の実施状況
- 三 当該市町村における保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第六項第五号の国民健康保険税を含む。）の賦課及び徴収の状況
- 四 法第八十二条第一項に規定する事業の実施状況
- 五 前四号に掲げるもののほか、当該市町村における国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情として知事が認めるもの

第四条 条例第五条の規則で定める事情は、前条各号に掲げる事情とする。

2 条例第五条の法第七十二条の二第一項の規定による繰入金のうち政令第六条第六項第三号の特別

交付金の交付に充てられる部分の額は、繰入金総額の九分の一に相当する額の範囲内とする。

(交付の申請)

第五条 交付金の交付を受けようとする市町村は、知事が別に定める日までに、国民健康保険給付費等交付金交付申請書（普通交付金にあつては様式第一号、特別交付金にあつては様式第二号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の国民健康保険給付費等交付金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 交付金算出基礎表

二 前号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

(変更交付の申請)

第六条 交付金の交付の決定を受けた市町村は、決定を受けた交付額に変更が生じることとなるときは、国民健康保険給付費等交付金変更申請書（普通交付金にあつては様式第三号、特別交付金にあつては様式第四号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の国民健康保険給付費等交付金変更申請書には、前条第二項各号に掲げる書類のうち変更が生じることとなるものを添付しなければならない。

3 知事は、第一項の国民健康保険給付費等交付金変更申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付額の変更をすることが適当と認めるときは、当該変更に係る交付の決定をするものとする。

4 前項の規定による変更に係る交付の決定は、普通交付金にあつては様式第五号、特別交付金にあつては様式第六号により行うものとする。

(交付金の返還又は充当)

第七条 知事は、市町村に交付金を交付した後当該交付金の全部又は一部を返還すべき事実を発見したときは、当該事実を発見した日が属する年度においてこれらの交付金を返還させ、又は交付金に充当することができる。

(交付金の額の減額)

第八条 知事は、市町村が法第七十一条の規定により国庫負担金の額を減額されたときは、当該市町村に対して交付すべき交付金の全部又は一部を交付しないことができる。

(市町村の区域に変更を生じた場合の取扱い)

第九条 当該年度の四月二日以降において、市町村の区域の全部が当該市町村以外の市町村（以下「新市町村」という。）の区域となった場合における新市町村に対して交付する当該年度の交付金の額については、当該区域と新市町村のその他の区域とを区分し、その区域ごとに新市町村を別個

の市町村とみなして算定し、当該算定した額の合算額を交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。

(端数計算)

第十条 特別交付金の額を算定する場合において、その算定した金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。

(調書の作成等)

第十一条 交付金の交付を受けた市町村は、交付金に係る歳入歳出について書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもって整備し、交付金の額が確定した日の属する年度の翌年度から五年間、これを保存しなければならない。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

様式第一号 (第5条関係)

第 年 月 日 号

宮城県知事

殿

所 在 地  
市 町 村 名  
代表者の職・氏名

印

国民健康保険給付費等交付金交付申請書 (普通交付金)

国民健康保険法に基づき国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり 年度国民健康保険給付費等交付金 (普通交付金) の交付を申請します。

- 記
- 1 普通交付金交付申請額 金 円
  - 2 添付書類

市町村番号 (保険者番号を記入)			市町村名	
---------------------	--	--	------	--

様式第2号 (第5条関係)

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

所 在 地  
市 町 村 名  
代表者の職・氏名  
印

国民健康保険給付費等交付金交付申請書 (特別交付金)

国民健康保険法に基づき国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり 年度国民健康保険給付費等交付金 (特別交付金) の交付を申請します。

記

1 交付申請額

特別交付金 (①+②+③+④+⑤)		金	円
政令第6条第6項第1号	①	金	円
同	第2号	金	円
同	第3号	金	円
同	第4号	金	円
同	第5号	金	円

2 添付書類

市町村番号 (保険者番号を記入)		市町村名	
---------------------	--	------	--

様式第3号 (第6条関係)

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

所 在 地  
市 町 村 名  
代表者の職・氏名  
印

国民健康保険給付費等交付金変更申請書 (普通交付金)

年 月 日付け宮城県 ( ) 指令第 号で交付決定された 年度国民健康保険給付費等交付金 (普通交付金) について、国民健康保険法に基づき国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり変更したので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更申請額

普通交付金	金	円	金	円	金	円
算 定 額 (1)			既 交 付 決 定 額 (2)		追 加 交 付 申 請 額 (1)-(2) (又は取消申請額) (2)-(1)	

2 添付書類

市町村番号 (保険者番号を記入)		市町村名	
---------------------	--	------	--

様式第4号 (第6条関係)

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

所在地 市 町 村 名 代表者の職・氏名 印

国民健康保険保険給付費等交付金変更申請書 (特別交付金)

年 月 日付け宮城県 ( ) 指令第 号で交付決定された 年度国民健康保険保険給付費等交付金 (特別交付金) について、国民健康保険法に基づき国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更申請額

	算 定 額 (1)	既交付決定額 (2)	追加交付申請額 (1)-(2) (又は取消申請額) (2)-(1)
特別交付金 (①+②+③+④+⑤)	金 円	金 円	金 円
政令第6条第6項第1号 ①	金 円	金 円	金 円
同 第2号 ②	金 円	金 円	金 円
同 第3号 ③	金 円	金 円	金 円
同 第4号 ④	金 円	金 円	金 円
同 第5号 ⑤	金 円	金 円	金 円

2 添付書類

市町村番号 (保険者番号を記入)		市町村名	
---------------------	--	------	--

様式第5号 (第6条関係)

宮城県 ( ) 指令第 号

市町村名

年 月 日付け ( 第 号) で申請のあった変更申請については、国民健康保険法に基づき国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、普通交付金の交付額を下記のとおり変更します。

年 月 日

宮城県知事

記

	変更交付決定額 (1)	既交付決定額 (2)	追加交付額 (1)-(2) (又は取消額) (2)-(1)
普通交付金	金 円	金 円	金 円

様式第6号 (第6条関係)

宮城県 ( ) 指令第 号

市町村名

年 月 日付け〔第 号〕で申請のあった変更申請については、国民健康保険法に基づき国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、特別交付金の交付額を下記のとおり変更します。

年 月 日

宮城県知事

記

	変更交付決定額 (1)	既交付決定額 (2)	追加交付額 (1) - (2) 又は取消額 (2) - (1)
特別交付金 (① + ② + ③ + ④ + ⑤)	金 円	金 円	金 円
政令第6条第6項第1号 ①	金 円	金 円	金 円
同 第2号 ②	金 円	金 円	金 円
同 第3号 ③	金 円	金 円	金 円
同 第4号 ④	金 円	金 円	金 円
同 第5号 ⑤	金 円	金 円	金 円

2 添付書類

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

宮城県規則第六十五号

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）に基づく国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の徴収については、法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百一十一号）及び国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成二十九年宮城県条例第七十一号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。  
(徴収)

第二条 県は、毎年七月から翌年二月までを一月ごとに八期に区分し、知事が別に定める各期における納付金の額を、毎月十五日までに市町村から徴収するものとする。

2 県は、毎年度当該市町村が納付すべき納付金の額を、市町村に対し納付金額決定通知書（別記様式）により通知するものとする。  
(市町村別納付金加算額)

第三条 政令第12条第2号の規定による国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に充てるものとして当該市町村の納付金額に加えるべき額は、次に掲げる額とする。

一 当該年度における法第四十五条第四項の規定による審査及び支払に関する事務に要する額の見込額

二 当該年度における政令第14条第一項の規定による基金事業貸付金の貸付けを受けた市町村が行う当該貸付金の償還に要する額

三 当該年度における政令第22条第一項の規定により市町村から徴収する財政安定化基金拠出金の額

四 その他知事が必要と認める額  
(市町村別納付金減算額)

第四条 政令第十三条第一号の額は、同号ロに掲げる額とする。

2 政令第十三条第二号の額は、同号ロに掲げる額とする。

3 政令第十三条第五号の規定による国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入のうち当該市町村の納付金額の減額に充てるものとして当該市町村の納付金額から控除すべき額は、次に掲げる額とする。

一 当該年度における政令第四条第三項の規定により交付される特別調整交付金のうち、知事が必要と認める額

二 その他知事が必要と認める額

(市町村の区域に変更を生じた場合の取扱い)

第五条 当該年度の四月二日以降において、市町村の区域の全部が当該市町村以外の市町村（以下「新市町村」という。）の区域となった場合における新市町村が納付する当該年度の納付金の額については、当該区域と新市町村のその他の区域について算定した額の合算額を徴収するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別記様式

第 年 月 日 号

(市町村長)

殿

宮城県知事

印

国民健康保険事業費納付金の額について (通知)

国民健康保険法に基づき国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例による、年度国民健康保険事業費納付金については、金 円に決定したので通知します。

国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則を廃止する規則

国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則（平成十四年宮城県規則第百十五号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年三月三十一日から施行する。

（知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年宮城県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則（平成十四年宮城県規則第百十五号）の項及び別表第七国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の項を削る。

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十七号

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則を廃止する規則

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則（平成十七年宮城県規則第百八十三号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年宮城県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する規則（平成十七年宮城県規則第百八十三号）の項を削る。

告 示

○宮城県告示第三百八十号

昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号（保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表三の項中「一誘導一件につき 一、〇〇〇」を「二誘導一件につき 一、一〇〇」に、「喀痰顕微鏡検査」を「喀痰細菌顕微鏡検査」に、「喀痰培養検査」を「喀痰細菌培養同定検査」に、「結核菌特異蛋白刺激遊離インターフェロン測定」を「結核菌特異的インターフェロニン産生能検査」に、「梅毒血清反応検査」を「梅毒検査」に、「梅毒脂質抗原使用検査（定性検査）」を「梅毒血清反応（STS）定性検査」に、「梅毒TPHA感作血球凝集反応検査（定性検査）」を「梅毒トレポネーマ抗体定性検査」に、「HBs抗原又は抗体検査（定性検査）」を「HBs抗原定性・半定量検査」に、「HCV抗体検査」を「HCV抗体定性・定量検査」に、「HIV抗体検査」を「HIV検査」に、「一次検査」を「HIV-1、2抗原・抗体同時測定定性検査」に、「二次検査」を「HIV-1、2抗体（ウエスタンブロット法）検査」に、「二、四〇〇」を「五、七〇〇」に、「HIV核酸増幅定量精密検査」を「HIV-1核酸定量検査」に、「グロブリンクラス別クラミジアアトラコマチス抗体価検査」を「グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体検査」に改める。

○宮城県告示第三百八十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第三項、附則第四条の規定により読み替えて適用される第九条第五項、同条第八項及び第九項、附則第四条の規定により読み替えて適用される第十条第三項、同条第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定により知事が定める数は、次のとおりとし、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

係 数 又 は 指 数

知 事 が 定 め る 数

医療費指数反映係数	○・五
一般納付金所得係数	○・九三七一七五六二九三〇七七
一般納付金基礎額調整係数	○・九九八九〇〇八一六四四七〇
一般納付金被保険者均等割指数	○・七
後期高齢者支援金等納付金所得係数	○・九二二六七九六六〇九二三
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	○・九九九九九九九八七三一二
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	○・七
介護納付金納付金所得係数	○・八八八二五一〇四九三四八九
介護納付金納付金基礎額調整係数	○・九九九九九九九七〇八八四
介護納付金納付金被保険者均等割指数	○・七